

1 施設の概況

のぞみ荘は事業団初の民設民営の児童福祉施設として、建物設置区との 10 年間事業協定に基づき運営開始した。母子 20 世帯定員（設置区 17 世帯、他区 3 世帯）の母子生活支援施設を基本とし、さらに女性等の緊急一時保護委託事業 2 世帯、被災者一時滞在利用受託事業 2 世帯を運営している。施設利用にあたっては、在籍者数を常時満室とすべく予算の範囲内での計画に則った安定的な運営を目標としている。

利用者支援では、原則 2 年間の施設利用後も、母子ともに自立した地域生活に移行できるよう個々の課題解決にとどまらず、退所後の地域生活を見据えた自立支援計画の策定と定期的な見直しを行い、関係機関と連携した支援を行っている。またアフターケアについても、地域の支援機関と連携しながら必要に応じていつでも相談できる拠点となり、利用者が安心して生活できる支援を実施している。

地域交流では、合築の区立施設との連携を軸とし、地域の町会・地域住民との交流を深め、地域に根ざした福祉施設としての設置意義や役割が求められている。

長期計画にある、児童相談所の区移管など行政の変化に対応した「児童福祉分野への参入」準備に向けて、のぞみ荘 8 年間の運営で培った経験とノウハウを集結して備えるとともに 2 年後の協定期間満了後も施設運営を継続するために設置区との協議を進めていく。

2 主要目標と取組

(1) 母と子双方のニーズを踏まえた家族関係を育む支援

母子支援員、少年指導員、保育士、心理療法担当職員等各職の役割を相互に認識したチーム力を高め、利用者家族の関係を育み、生活再建を支援する。

(2) 自立支援計画に基づいた地域で生活するための力を育む支援

原則 2 年間の利用期間の中で、自立支援計画に基づき、母子で安定した地域生活を営めるよう社会資源の活用を図るとともに、関係機関との連携を強化する。

(3) 退所後の地域生活継続に向けたアフターケアの充実

退所利用者を対象に、定期的な訪問や電話相談、依頼に基づく緊急時の保育等を実施し、計画的に地域資源につなげ、地域生活が安定するよう支援する。

(4) 実施機関と連携した各種受託事業等の迅速・確実な実施

女性等の緊急一時保護事業及び被災者一時滞在利用の受託事業に係る利用者の迅速な受入れ、建物共同管理団体や行政機関との定期的な会議や防災訓練を実施する。

(5) 年間入所目標（対定員利用率）

種別	定員	平成 30 年度目標		平成 29 年度実績（見込）	
		新規入所世帯数（対定員利用率）		新規入所世帯数（対定員利用率）	
一般	20 人	12 世帯（60%）		12 世帯（60%）	
緊急	2 人	12 世帯（600%）		12 世帯（600%）	
罹災	2 人	8 世帯（400%）		3 世帯（150%）	

3 管理運営

(1) 日常の援助

① 家族関係を育む支援

利用者と共に作成した自立支援計画に基づき、個別課題に沿って日常の援助を行う。各家庭の価値観・生活様式を尊重し、保護者である母の意向や養育の悩みを受け止め、一方で子どもの考え・思いを傾聴し家族関係の調整と再構築を支援する。

② 母への支援

心身の健康回復、家事・育児等の生活力の回復・向上、就労開始・継続、資格取得、各種手続き、住宅相談、補助保育、レスパイト保育（母の疲弊軽減、一時休息、リフレッシュ）の支援を実施し、母の社会性の回復・確立と育児との両立を図る。

③ 子への支援

乳幼児は、心身の発育や健康面を定期的に確認する。学童児は子どもの自立支援計画に基づき放課後学習や遊び等の日常的関わりを中心に、不登校の問題や個々のニーズに沿った支援を行う。また、学生ボランティアによる学習支援を継続・定着していくことで、基礎学力の向上を目指す。

④ DV、虐待・被虐待、性暴力被害体験をもつ母子への支援

利用者世帯の多くが母子ともに被暴力体験を持つ現状がある。職員の支援力を向上させ、施設心理職による心理ケアを実施しながら、医療機関、保健センター、子ども家庭支援センター、児童相談所等の関係機関との連携をより一層強化する。

⑤ 安心・安全の確保

職員の勤務は交代・宿直体制とし、夜間警備員配置と防犯カメラ設置により警備体制を強化する。また、安否カードによる安否確認と職員の巡回を毎日実施するとともに、地元警察・消防署及び町会等と連携する。

(2) 自立促進・地域生活移行支援

- ① 実施機関と連携し、定期的に自立支援計画を見直し、自立・転出促進を図る。
- ② 就職活動及び資格取得に向けた情報収集、手続等の補助・同行支援を行う。
- ③ 公営住宅募集の案内及び申込に係る事務手続きの補助、転宅支援を実施する。
- ④ 途切れのない支援・地域移行に繋げるためにアフターケア制度を周知・実施する。

(3) 諸行事

- ① 全体行事（利用者懇談会、親子遠足、OG交流会等）
- ② 季節行事（母の日・子どもの日、七夕、夏祭り、お月見、ハロウィン、七五三、クリスマス、雛祭り）
- ③ 地域行事（さくら祭、ラジオ体操、天祖神社祭礼、もちつき大会）
- ④ 子どもプログラム（学習会、子ども会議、長期休暇時の宿泊体験、料理教室、社会見学、初詣、書初め、七草粥、宿題学習会、進級進学祝い会等）
- ⑤ 母プログラム（母親レクリエーション、料理教室、裁縫・手芸等）

(4) 消防・防災等

- ① 防災計画・消防訓練（BCP災害対策、月1回消防訓練、合築施設との共同防災訓練）
- ② 防災体制の整備（消防用設備点検・整備、災害備蓄品・防災機材の点検補充）

(5) 職員会議等

- ① 施設内会議（職員会議、母担当会議・子担当会議、リーダー会議、ケース検討会議）
- ② 関係機関との会議（母子保護会議、要保護児童対策地域協議会、虐待防止等部会、女性問題に関する相談機関連携会議、建物共同管理会議、東社協施設長会等）
- ③ 研修等（施設内職員学習会、職員個別研修計画に基づく外部研修、東京都社会福祉協議会母子福祉部会等の研修、全国母子福祉協議会研修等全国規模の研修）
- ④ 第三者評価、自己評価（施設行事の効果測定等）、ヒヤリ・ハットによる再発防止検証

4 保健衛生・環境整備

(1) 保健衛生

- ① 利用者の健康管理（嘱託医月1回、定期健康診断年2回、予防接種受診の推進）
- ② 施設内の衛生管理（防虫調査月1回、排水管・污水管点検清掃年1回、居室・共用部等エアコン清掃年1回）

(2) 環境整備

- ① ごみ分別の周知徹底と収集場のコンテナ設置
- ② 町会主催の地域清掃への参加

5 施設の社会化（地域交流事業及び施設機能強化推進事業）

- (1) 地域行事への積極的参加及びもちつき大会を通して地元住民との交流を推進する。
- (2) 地元社会福祉協議会や地元大学と連携したボランティアの受入れを実施する。
- (3) 社会福祉・保育系の大学や専門学校からの実習生を積極的に受け入れる。
- (4) 地域住民を対象とした学習会・行事・施設説明会等の開催を検討する。